

○開発行為に伴う防火水そうの構造基準

平成30年6月19日

第1条 この基準は、開発行為に伴う消防水利の協議等指導規程（昭和52年市消防訓令甲第2号）第8条の規定に基づき、開発区域に設ける防火水そうの形式、構造等について必要な事項を定めるものとする。

第2条 防火水そうは、有蓋とし、現場打ちにあつては、鉄筋コンクリート造半地下式と、二次製品にあつては、財団法人日本消防設備安全センターが認定した製品とする。

2 防火水そうの容量は、40立方メートル以上とする。

第3条 防火水そうの標準型は、別図第1に示すとおりとする。ただし、設置場所の地形、土質等により標準型を設置し難い場合は、標準型以上の強度を有するものとする。

第4条 標準型防火水そうの主要構造は、次によるものとする。

- (1) 漏水防止が完全にしていること。
- (2) 地盤面から底面までの距離は、4.5メートル以下であること。
- (3) 吸管投入孔は、原則として円型としその直径は、0.6メートル以上であること。
- (4) 吸管投入孔の直下に深さ0.5メートル以上のます状のストレーナー入れを設けていること。
- (5) 構造の主要部分の資材状態は、次のとおりであること。
 - ア 基礎ぐり石は、厚さ20センチメートル以上に敷きつめてあること。
 - イ 鉄筋は、直径13ミリメートル以上のものを1600キログラム以上使用すること。
 - ウ 躯体のコンクリートの強度は、四週圧縮強度で240キログラム毎平方センチメートル以上とし、その厚さは底面、側面、蓋ともに25センチメートル以上であること。
- (6) 吸管投入孔の蓋は、重荷重用鋳鉄製で容易に開かない構造とするか、落下防止用保護網付のものとする。（鍵付を除く。）
- (7) 地上式防火水そうの吸管接続口は、直径75ミリメートルの町野式又はネジ式金具とし、吸管を容易に接続できる位置であること。

第5条 漏水防止を完全にするため、次の施工に留意すること。

(1) 底板と壁体との打継ぎか所は、壁体コンクリートを打込む前に富配合のモルタルを流し込み、水漏れのしないよう入念に施工すること。

(2) 防水モルタルの配合率は、セメント1，砂2とし、1センチメートル厚さのものを2度塗りとする。

第6条 防火水そうの専用空地は、原則として防火水そうの躯体外周から0.3メートルの外周とし、敷地の境界に防護さく（高さ1.2メートル以上フェンス等）を設け、必要に応じて開閉式の扉を設けるものとする。

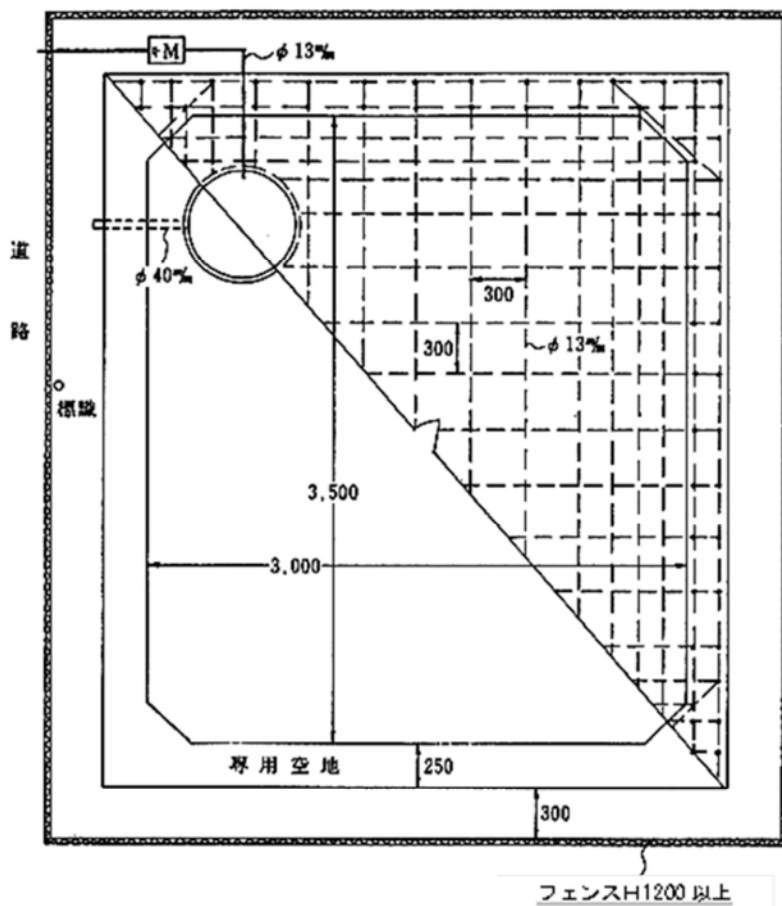
第7条 地下式の防火水そうには、別図第2に示す575型標識を設置するものとし、地上式の防火水そうについては、フェンス等への取付けも可とする。

附 則

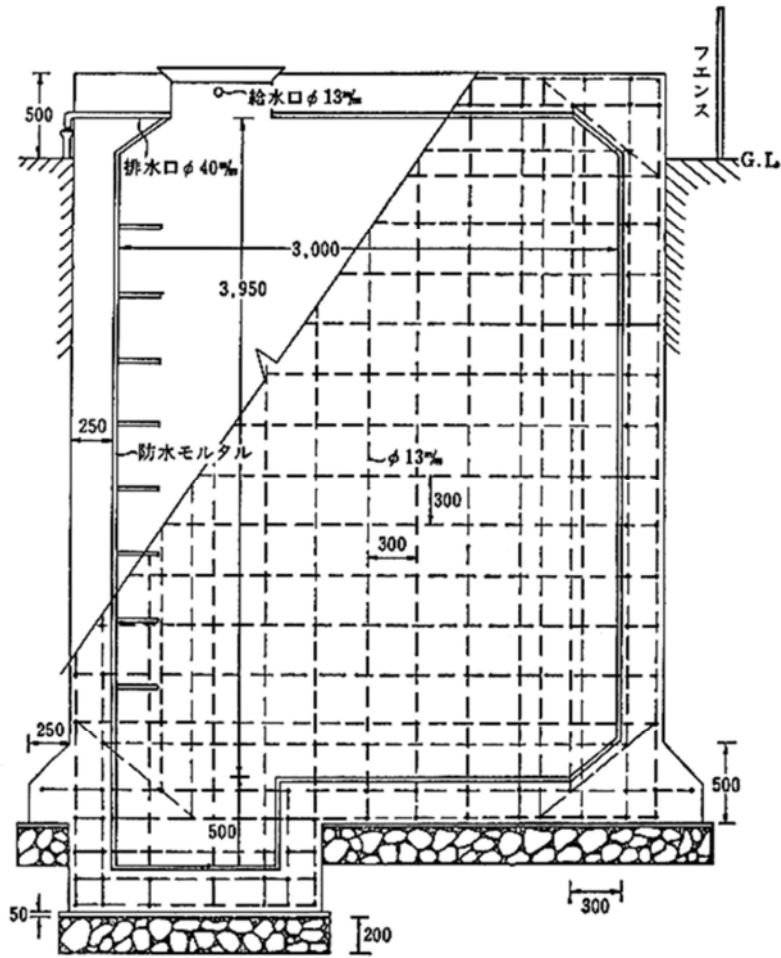
この基準は、平成30年6月19日から施行する。

別図第1

平面図



断面図



別図第 2

